

令和8年度 能美市防災士連絡協議会 総会

日 時：令和8年5月16日（土）13時30分

会 場：能美市防災センター5階 研修室

議案

- (1) 令和7年度事業報告について
- (2) 令和7年度決算報告について
- (3) 令和8年度役員（案）について
- (4) 令和8年度事業計画（案）について
- (5) 令和8年度予算（案）について

議案（1）

令和7年度事業報告

協議会、市 関係

月	事業名	備考
4月	4/10 役員会	
5月	5/10 総会 会員スキルアップ研修 北陸学院大学教授 田中純一 氏	66名参加 能美市防災センター
	5/21 役員会	
6月	6/18 役員会	
7月	7/23 役員会	
8月	8/30 辰口中央小学校下防災士 活動ヒント探し講座	10名参加 辰口福祉会館
9月	9/3 役員会	
	9/28 能美市防災フェスタ2025	15名参加 能美市防災センター
10月	10/8 役員会	
	10/18 能登被災地現地研修 正院公民館長 小町康夫 氏	25名参加 輪島市、珠洲市の視察、講演会
	10/25 避難所開設訓練	7名参加 根上勤労者体育センター
11月	11/19 役員会	
12月	12/20 普通救命講習会	13名参加 能美市防災センター
1月	1/14 役員会	
2月	2/15 会員スキルアップ研修 (まなびフェスタ2025防災分科会) 金沢地方気象台職員	44名参加 寺井地区公民館大ホール
	2/21 避難所運営体験 (女性防災士の活動活性化に向けたワークショップ)	17名参加 根上勤労者体育センター
3月	3/4 役員会	

県・県防災士 関係

事業名	備考
初任者スキルアップ研修(県)	
テーマ別スキルアップ研修(県) 地区防災計画について	
テーマ別スキルアップ研修(県) 災害時要配慮者の防災対策と健康	
11/30 防災士スキルアップ研修会(県防災士会)	60名参加

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨 関係

月	内容	備考
5月	5/10 総会・会員研修における募金	金27,848円を日本赤十字社石川県支部能美市地区へ納入
6月	6/21 能登半島地震(奥能登豪雨) 団体ボランティア	16名参加 珠洲市にて民家敷地の土砂撤去
10月	10/18 能登被災地現地研修における募金	金25,000円を日本赤十字社石川県支部能美市地区へ納入

令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨の発災を受けて、各種ボランティア募集及び募金を実施し、多くの方にご協力をいただきました。ありがとうございました。

議案（２）

令和7年度決算報告

（収入の部）

（単位：円）

科目	予算額	決算額	増減	備考
補助金	160,000	160,000	0	
市補助金	160,000	160,000	0	
まなびフェスタ分科会補助金	0	20,058	20,058	（自主財源）
繰越金	16,486	16,486	0	（自主財源）
預金利子等	0	29	29	
合計	176,486	196,573	20,087	

（支出の部）

（単位：円）

科目	予算額	決算額	増減	備考
事業費	176,486	167,017	△ 9,469	
總會	0	0	0	
防災フェスタ	0	0	0	
会員研修会	40,000	40,000	0	講師謝礼2件
出前講座	0	0	0	
バス運行費	108,000	72,144	△ 35,856	運転委託 ガソリン代
事務費	28,486	54,873	26,387	避難所開設初動 キット、防災 グッズ等の購入 振込手数料
合計	176,486	167,017	△ 9,469	


収支差引額 （収入）196,573円 － （支出）167,017円 ＝ 29,556円（次年度に繰越）

監 査 報 告

令和7年度の能美市防災士連絡協議会の収入及び支出について、関係書帳簿を監査したところ、処理並びに記帳のいずれも適正であったことを確認したので、ここに報告する。

令和8年 4月 8日

監事 長藤和博 

監事 牧野真由美 

議案（3）

令和8年度能美市防災士連絡協議会役員（案）

役職名	氏名	地区	校区	備考
会長	本村 康二	辰口	和気	
副会長	坂井 祐史	寺井	粟生	
副会長	白尾 文子	辰口	中央	
副会長	山本 郁乃	根上	浜	理事→副会長
理事（会計）	北 紀子	寺井	寺井	
理事（監事）	長藤 和博	辰口	和気	
理事（監事）	牧野 真由美	寺井	寺井	
理事	北村 達也	根上	福岡	
理事	木津 則昭	辰口	宮竹	
理事	澤井 秀和	辰口	中央	
理事	中池 真弓	寺井	寺井	
理事	中山 智博	寺井	湯野	
理事	西田 学生	寺井	粟生	
理事	椿原 裕次	根上	浜	副会長→理事

（計14名）

※会則により 任期は2年（令和7年度総会～令和9年度総会）

議案（４）

令和８年度事業計画（案）

月	事業名		備考
	協議会	市	
4月	講演会		辰口地域更生保護女性会へ防災に関する講演を実施（実施済）
5月	総会・研修会 講演会		総会および金沢大学青木賢人准教授を講師とする研修会を実施 福島町の防災セミナーで、マイタイムラインに関する講演を実施
6月	地域間防災士交流会		地域の防災活動や防災士同士の横のつながりの強化を目的に、情報交換や勉強会を実施
7月	被災地現地研修		発災時に開設した避難所や支援が行われた場所を、現地の方の案内により視察し、能美市の避難所開設・運営に活かす
8月	寺井地区防災士交流会 辰口中央小学校下防災士活動連絡会		地域の防災活動や防災士同士の横のつながりの強化を目的に、情報交換や勉強会を実施
9月		防災フェスタ	9月27日開催予定 ブース出展協力
10月	被災地現地研修		発災時に開設した避難所や支援が行われた場所を、現地の方の案内により視察し、能美市の避難所開設・運営に活かす
11月	女性防災士交流会	避難所開設訓練	【協議会】 防災士同士の横のつながりの強化を目的に、防災に関する情報交換や勉強会を実施 【市】 避難所開設初動期の訓練
12月	普通救命講習		普通救命講習を再受講し、スキル維持を図る
1月			
2月	会員スキルアップ研修		外部講師（有識者、被災者等）による研修会等を実施
3月			

（その他、各種研修への参加や各種団体からの講演依頼対応）

【石川県主催初任者研修・テーマ別研修について】
内容が決まり次第、追って通知等でご案内いたします。

【令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨に対する支援・復興の協力について】
これまで協力をいただいておりますが、令和8年度も引き続き、令和6年能登半島地震に対する支援・復興に向けた協力をお願いする場面があることと存じます。具体的な内容はその都度お知らせいたしますので、皆様におかれましては何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

議案（５）

令和８年度予算（案）

（収入の部）

（単位：円）

科目	前年度予算額	当年度予算額	増減	備考
補助金	160,000	160,000	0	
市補助金	160,000	160,000	0	
繰越金	16,486	29,556	13,070	
合計	176,486	189,556	13,070	

（支出の部）

（単位：円）

科目	前年度予算額	当年度予算額	増減	備考
事業費	176,486	189,556	13,070	
総会	0	1,000	1,000	消耗品費
防災フェスタ	0	25,000	25,000	出展に係る備品等の購入費
会員研修会	40,000	40,000	0	講師謝金
出前講座	0	10,000	10,000	講演に係る備品等の購入費
バス運行費	108,000	108,000	0	27,000円×2台×2回
事務費	28,486	5,556	▲ 22,930	振込手数料等
合計	176,486	189,556	13,070	

能美市防災士連絡協議会会則

制定 平成24年12月20日

改正 平成29年 6月 8日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、能美市防災士連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、能美市役所総務部危機管理課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を深めるとともに、会員間や他団体等とのネットワーク形成により地域の防災力の強化、防災意識の啓発に努め、さらには会員の防災知識や技術向上を図ることで、災害時に迅速かつ的確な災害活動に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流に関する活動
- (2) 町(内)会、自主防災組織、NPO団体や行政等と連携した地域に根ざした活動
- (3) 防災・減災に関する知識や技術の向上
- (4) 出前講座や研究、研修会等の開催、参加に関する活動
- (5) 能美市地域防災計画の見直しなどに係る協議
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、日本防災士機構が行う資格試験に合格した者又は、石川県自主防災組織リーダー育成講座を受講し資格試験に合格した者のうち、地域防災活動に関わることができる者で構成する。

- 2 前項の規定により本会の会員となる者は、会員名簿登載承諾書(様式1)を提出するものとし、名簿登載後は死亡または市外への転出の場合以外は、本人から

の意思表示が無い限り、名簿登載が継続するものとする。

第4章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名

(役員を選任)

第7条 本会の会長及び副会長は、総会において理事から選出する。

2 理事は、総会において会員から選任する。

(役員の任期)

第8条 役員等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員等に欠員があるときは補充選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議及び組織

(会議)

第9条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

2 総会は、毎年1回以上開催する。

3 役員会は、毎年2回以上開催する。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関とし、会員及び役員によって構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 会則、規程の設置及び改廃
- (3) 役員を選任
- (4) その他必要事項

(役員会)

第11条 役員会は、第6条に定める役員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出すべき議案

(2) その他必要事項

(会議の運営)

第12条 会議は、その構成員の3分の1以上の出席をもって成立する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の表決)

第13条 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長が決する。

附 則

この会則は平成24年12月20日より施行する。

附 則

この会則は平成29年 6月 8日より施行する。